



広報

10月号 No.228

おんが

発行 昭和54年10月10日

発行所 遠賀町役場庶務課

印刷 冷牟田印刷合資会社



みてください、このたのしそうなかおを！

遠賀中央幼稚園 (9月23日)

人のうごき (8月の住民基 本台帳から)

| | |
|-----|---------------|
| 人口 | 13,071人(+114) |
| 男 | 6,330人(+54) |
| 女 | 6,741人(+60) |
| 世帯数 | 3,614戸(+21) |

()内は前月比

10月の書簡用語
仲秋、秋冷、秋雨、名月
紅葉、稲刈、ゆく秋

花暦 きく(清掃、貞操)
誕生石 オパール(温和)

| | |
|-----|---------|
| 26日 | 原子力の日 |
| 23日 | 電信電話記念日 |
| 21日 | 土用入 |
| 18日 | 統計の日 |
| 14日 | 鉄道記念日 |
| ⑩日 | 目の愛護デー |
| | 体育の日 |

神無月(かんなづき)
神々が出雲の国に集まるとい
うことから

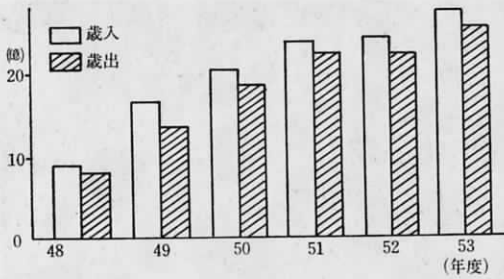
10月のこよみ

役場の電話番号は、3-1234です。

遠賀町財政事業の公表 (上)

◆◆◆ 昭和53年度決算見込額の概況 ◆◆◆

年度別財政規模の推移



昭和53年度の当初予算額は、二十億六千五百二十六万円ですが、その後補助事業等の決定や単

昭和53年度 一般会計の概況

今年の経済状況は、財政危機、エネルギー危機、物価上昇の危機など深刻な経済危機のなかで進展しようとしています。一日も早く安定経済へと回復することを願っているところです。

一方、昭和53年度遠賀町の決算見込額が出ましたので、その内容をお知らせいたしますと共に、町政に対するご認識を深めていただきたいと思います。

財政事情の 公表にあたって

独事業の施行等により、最終予算額は、二十五億九千七百八十八千円となりました。

これに対し決算額は、歳入二十七億八千二百三十三万円、歳出二十六億九千八百四十七千円で差引残額一億七千三百三十八万三千円となりました。また翌年度へ事業に付随した繰越はなく実質収支額は、一億七千三百三十八万三千円となっています。

収入の状況

歳入総額は二十七億八千二百二十

三万円で、前年に比べると17・9%の増加となっています。

内訳は別表のとおりですが、収入全体のなかで国庫支出金の比率が21・1%と最も高く、次いで地方交付税(19・5%)、町税(14・5%)の順になっています。

収入のなかで前年度に比べて減額になった費目は、財産収入(11・5%)、繰越金、娯楽施設利用税となっています。

収入増としては、建設事業の実施に伴う町債や国庫支出金、県支出金が大きく、他に繰入金、分

昭和53年度一般会計収入状況表

| 費目 | 決算額 (千円) | 対前年度増減額 (千円) | 構成比 % |
|---------------|-----------|--------------|-------|
| 1 町税 | 403,643 | 52,488 | 14.5 |
| 2 自動車重量譲与税 | 17,506 | 614 | 0.6 |
| 3 娯楽施設利用税交付金 | 22,956 | △ 822 | 0.8 |
| 4 自動車取得税交付金 | 19,151 | 2,031 | 0.7 |
| 5 地方交付税 | 543,219 | 54,879 | 19.5 |
| 6 交通安全対策特別交付金 | 1,767 | 125 | 0.1 |
| 7 分担金及び負担金 | 70,711 | 10,198 | 2.6 |
| 8 使用料及び手数料 | 4,838 | 20 | 0.2 |
| 9 国庫支出金 | 587,825 | 107,776 | 21.1 |
| 10 県支出金 | 156,210 | 59,704 | 5.6 |
| 11 財産収入 | 47,335 | △ 6,176 | 1.7 |
| 12 寄附金 | 88,581 | 6,232 | 3.2 |
| 13 繰入金 | 45,445 | 12,456 | 1.6 |
| 14 繰越金 | 166,410 | △ 20,413 | 6.0 |
| 15 諸収入 | 226,753 | 23,479 | 8.2 |
| 16 町債 | 378,880 | 119,710 | 13.6 |
| 歳入合計 | 2,781,230 | 422,301 | 100.0 |

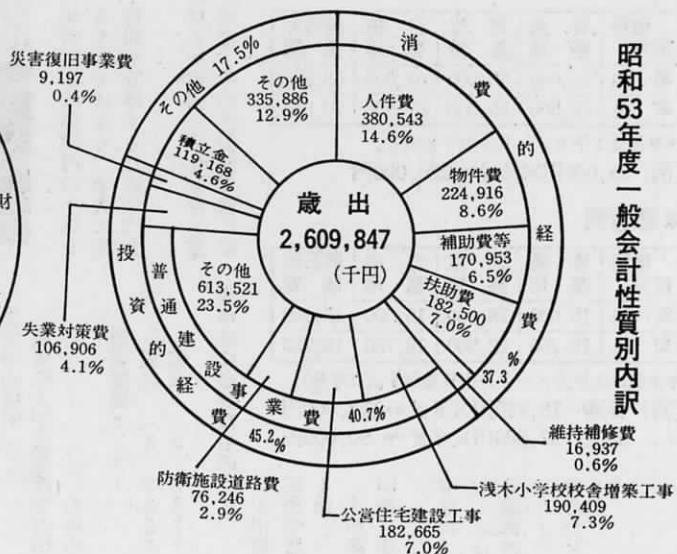
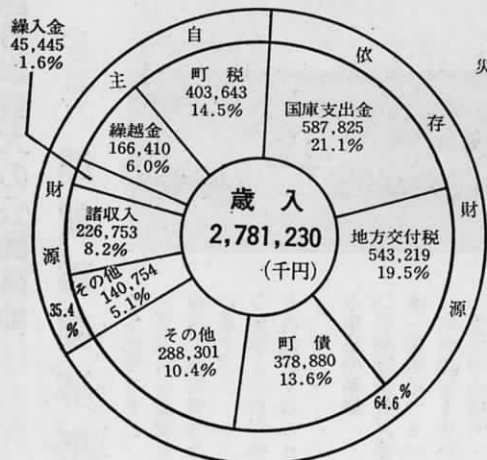
支出の状況

担金及び負担金等が前年に比べて増収しています。

歳出総額二十六億九千八百四十七千円で、前年に比べて19・0%の増加となっています。

これを大別すると消費的経費と投資的経費及びその他に分類することができ、各々の支出構成比は別表のとおりとなっています。前年度より顕著に増えた費目は、公債費を筆頭に普通建設事業費、扶助費等となっています。

昭和53年度一般会計性質別内訳



性質別支出状況表

昭和53年度一般会計支出状況表

一般会計住民負担の状況

| 区 分 | 決算額 (千円) | 構成比 % |
|-----------|-----------|-------|
| 人 件 費 | 380,543 | 14.6 |
| 物 件 費 | 224,916 | 8.6 |
| 雑持補修費 | 16,937 | 0.6 |
| 扶 助 費 | 182,500 | 7.0 |
| 補 助 費 等 | 170,953 | 6.5 |
| 公 債 費 | 266,046 | 10.2 |
| 積 立 金 | 119,168 | 4.6 |
| 投資出費及び貸付金 | 58,810 | 2.3 |
| 繰 出 金 | 11,030 | 0.4 |
| 普通建設事業費 | 1,062,841 | 40.7 |
| 災害復旧事業費 | 9,197 | 0.4 |
| 失業対策事業費 | 106,906 | 4.1 |
| 合 計 | 2,609,847 | 100.0 |



| 費 目 | 決算額 (千円) | 対前年度増減額 (千円) | 構成比 % |
|------------|-----------|--------------|-------|
| 1 議 会 費 | 51,269 | 4,736 | 2.0 |
| 2 総 務 費 | 358,959 | 24,879 | 13.7 |
| 3 民 生 費 | 304,650 | 34,409 | 11.7 |
| 4 衛 生 費 | 88,184 | 11,785 | 3.4 |
| 5 労 働 費 | 106,906 | △ 8,908 | 4.1 |
| 6 農林水産業費 | 148,076 | 34,930 | 5.7 |
| 7 商 工 費 | 12,605 | 485 | 0.5 |
| 8 土 木 費 | 668,674 | 153,632 | 25.6 |
| 9 消 防 費 | 66,832 | 828 | 2.6 |
| 10 教 育 費 | 526,988 | 23,185 | 20.2 |
| 11 災害復旧費 | 9,197 | △ 7,387 | 0.3 |
| 12 公 債 費 | 266,495 | 146,161 | 10.2 |
| 13 諸 支 出 金 | 1,012 | △ 1,407 | |
| 14 予 備 費 | | | |
| 歳出合計 | 2,609,847 | 417,328 | 100.0 |

西日本最大の公園墓地

(町営) 遠賀霊園募集中



霊園センター

する経費です。

○管理料は基金を積立し、これの運用で経営管理を行うことになっています。

○開園より15年後に物価変動により再徴収することがあります。

※申込の手続

○使用区画数/墓所の使用は使用者一世帯につき一区画までです。

(町外の方も申込みができます) 受付申込場所

遠賀町大字虫生津字左山

一七四〇一

遠賀霊園センター

電話 (3) 2355
(3) 2377

※申込に必要なもの

1 申請者の

住民票謄本

1通

2 申請者の

印鑑(認印)

※なお、詳し

いことは前記

の遠賀霊園セ

ンターにお問

い合わせ下さ

い。

※永代使用料

| 種別区分 | 普通墓地 | 芝生地 | 自生地 | 由地 | 碑石形像 |
|------|--------|--------|--------|--------|------|
| 町内 | 55,000 | 50,000 | 61,000 | 63,500 | |
| 町外 | 60,500 | 55,000 | 67,500 | 70,000 | |

※単価は1平方メートル当りを示す。

[例] 55,000円×4㎡=220,000円

※管理料

| 種別区分 | 普通墓地 | 芝生地 | 自生地 | 由地 | 碑石形像 |
|------|--------|--------|--------|--------|------|
| 町内 | 15,000 | 18,000 | 15,000 | 15,000 | |
| 町外 | 18,750 | 22,500 | 18,750 | 18,750 | |

※単価は1平方メートル当りを示す。(15年分)

[例] 普通 18,750円×6㎡=112,500円

芝生 22,500円×4㎡=90,000円

戸籍係から

住民異動の届出は14日以内に

次の住民異動事項が生じたとき

は、住民基本台帳法という法律に

より届出の届行などが義務づけら

れておりますので、本人又は世帯主

は必ず期限内に届出をしなければ

なりません。

▽町外から転入したときは、転入

した日から14日以内に。

▽町内で住所を移転したときは移

転した日から14日以内に。

▽次に該当する場合は、遠賀町が

住所地ではありませんので世帯

主は直ちに転出届をしてくださ

い。

○東京や大阪などの大学にいつ

ているのに住民登録だけは、

遠賀町にそのままにしている

(春、夏、冬の休みに帰省し

ても下宿先等が住所地です)

○1年以上引続き入院している

場合は、入院先が住所地とな

ります。

○妻子の住所が町外にあり、自

分だけ仕事の関係で当町に住

んでいても土、日曜には妻子

の家に帰ることが可能であれ

ば、妻子のところが住所地と

なります。

○自分の意思だけで適当に住民

登録の住所を定めることはで

きないことに注意ください。

郵便局の簡易保険積立金

12兆円突破について

国民の皆様が親しまれてきまし

た「郵便局の簡易保険」は、毎年

400万件以上の新規加入をいた

だいておりますが、お陰様で、資

金総額が、去る8月27日に12兆円

に達しました。一口に12兆円とい

っても見当が付きませんが、国民

一人当たり約11万円のお金を簡易

保険に預けているのと同様の勘定

になり、その膨大さがご理解いた

だけると思います。

では、この簡保資金はどのような

に扱われているのでしょうか。皆

様が日常何気なく利用されている

鉄道や道路あるいは県や市町村で

建設する学校や住宅、公園等に融

資され、豊かな町づくり、住みよ

い社会づくりに役立っております。

当遠賀町にも53年度中に公営住

宅建設事業に5、640万円が融

資され、総額で41、927万円

となっております。

郵便局としましては、これを機

会に、簡易保険の一層の普及を図

り、国民生活の向上、発展に役立

つよう、さらに努めてまいりま

す。

遠賀川郵便局

全国防犯運動が10月11日(木)から10日20日(土)までの10日間「あき果ねらい」及び自転車盗みの防止を重点に全国一斉に実施されます。この運動は秋期に多発する侵入盗・自転車盗などの防犯を重点としたものです。

全国防犯運動 10月11日～20日 両隣互いにかけて声とカギ

あき果ねらい 防止

県下では侵入盗が昨年16084件、今年6月まで7956件が発生し、うちあき果ねらいは昨年7639件、今年6月まで3830件が発生しています。被害原因は出入口の戸締り不十分によるものが大半を占め、ついでガラス破りが多くなっています。平素から次のことに心掛けて被害にかけられないよう、うにいたしましょう。

- (1) 玄関・勝手口・窓などの出入口には必ず頑丈な施錠設備をする。一つのカギより二つのカギをまたは格子などで補強をする。
- (2) ちょっとの間でも外出するときは、必ずカギをかけ隣近所にひと声をかけて留守を頼む。

ほんのちよっとの間でもカギを忘れずに

- (3) ちょっとの留守にも戸締りが完全であるかどうかもう一度確かめる。
- (4) 明るいうちに帰宅するときはなるべく雨戸はしめない。
- (5) 二・三日外泊などで留守にするときは



- (6) お金や貴重品を保管する場合はタンス、鏡台、仏壇の引出しなどは必ずねらわれるので保管場所を工夫する。
- (7) 多額の現金は家に置かないで預金しておく。
- (8) 見知らぬ人を見かけたらひと声をかけて用件を確かめ怪しいと思ったらすぐ110番で警察へ通報する。

自転車盗防止

県下では昨年9062台、今年6月までに3688台の自転車が盗まれ被害自転車のほとんどがカギをかけてないか、またカギが

かかっているも貧弱なカギが多いようです。自転車盗から被害を防ぐためには次のことに注意しましょう。

- (1) カギは、くさり錠や馬てい錠などしようぶなものを取付ける。
- (2) 家周囲でも軒先や路上に置き放しにせず、特に夜間は必ず屋内にしまっておく。
- (3) 折尾署では常時防犯登録を実施しており、又住所・氏名・電話番号を記入して車体に張りつける記名シール(一枚20円)もあわせてつけています。
- (4) カギをかけていても監視出来るところに駐車し時々監視しよう。

自転車はカギと名前がよい見張



全国防犯運動
10月11日～20日

元ノ抑留者の登録申請と運動参加を!

私達は、終戦後ソ連地区に強制抑留された旧軍人・一般邦人及びその遺族のかたがたで、ソ連抑留者連賀郡支部を結成して在ソ連骨の早期返還と強制労働に対する補償要求運動を全国的に展開しています。その実現をはかるため、当支部に於て補償要求登録申請を受けています。未加入の方は10月30日までに、下記の連絡先が事務局に手続をして下さい。からだの不自由な方は連絡があれば伺います。

▽連絡先

- 連賀町広渡新町13 下野豊次
電話(3) 12006
- ▽事務局
水巻町頃末775番地 松下設置調査事務所内 松下正雄
電話093(2001)2855

無縁墳墓の改葬がありません 関係者があれば届出て下さい。

- ▽所在地 愛媛県周桑郡丹原町大字高松甲1710番地
- 。名称 なし
- 。届出期限 昭和54年10月19日
- 。届出先 丹原町役場 産業課
電話08986(8)
73000
- ▽所在地 神奈川県大和市下鶴間字乙5号2724の1

- 。名称 なし
- 。届出期限 昭和54年10月31日
- 。届出先 大和市役所市民健康課
電話0462(63)
1111

- ▽所在地 兵庫県龍野市掛西町土師字南垣内323番地
- 。名称 なし
- 。届出期限 昭和54年10月31日
- 。届出先 兵庫県土地開発公社姫路用地事務所 電話0792(89)225

- ▽大分市大字志村・同大字北・同大字角子原・同大字横田
- 。名称 安永トヨ外152基(明細は連賀町役場に有り)
- 。届出期限 昭和54年10月31日
- 。届出先 大分県新産業都市開発局大在土地地区画整理部
電話09759(2)
30000



チャットーコマ

9月23日遠中にて

遠賀町文学散歩 (二二)

別府 今泉

秋晴れの午後、今古賀と別府をつなぐ石橋を渡り山裾を巡ると、今泉神社の下に出る。

暑かった日射しもさすがに遠ざかり、樹々たちは緑をうちふる。水も澄んで、岸の草も美しい色を見せてくれる。小魚の姿も時々見えて自然は秋へまっしぐらというところ。

今泉神社の急な石段を登り、鳥井をくぐると広々とした境内だ。でも何となく荒れた感じ。神殿の萱葺き屋根も古びて、この秋にふさわしい。



時々渡るように風に混ったように鳥の声も澄んで聞える。祭神の一と柱に日本武尊のあることは、このあたりの神社と同じ伝統であろう。永禄二年大友宗麟の兵火で文書や器物など灰燼となった。その後小早川隆景の代に及んで、千代丸城を守っていた安増甚左エ門に社殿の修復を命じたと、書かれています。

「遠賀郡誌」によると、神社からの眺めの雄大なことが知られるが、今は樹木の隙間から、遠く遠賀田園が偲ばれるだけである。神社に参り、鳥井の脇のお堂に寄ると、あざやかな十一面観音の立像を拜することが出来る。鎌倉期の作であるといっているが、麗らかなその顔からは、古い感じを味わうことは難しい。それでも仏像を見つめていると、虚心を感じないわけではない。仏像はいつも人の心を見つめ、人の心の中に安らかさを注いでくれる。

堂の側に並んだ自然石の六地藏さまも、何か淋しく、その前の十三仏さまも整然と秋空を守っている。

爽涼に付ては黙して仏たちかんばせの秋に傾きき仏の

(片山花御史)

前回今古賀の一字一石塔の享保は、宝曆と誤りでした。

消防二九コーナー

『あなたの家の風呂釜はだいじょうぶですか?』

プロパンガスを燃料とする風呂釜は、最近目覚ましく普及し、私達の日常生活に欠かせないものになっています。この風呂釜は非常に便利である反面、浴室の構造、釜の機能、使用方法、プロパンガスの特性などを良く理解しないで使用すると、大きな事故になり尊い人命、貴重な財産を失ないます。

郡内でも先月風呂釜による火災が起きています。奥さん「あなたの家の風呂釜はだいじょうぶですか?」もう一度風呂釜などを確認し事故防止を図りましょう。

1 プロパンガスは、空気の15倍重く、漏れた場合は下にたまる。

◎プロパンガスの性質

2 プロパンガスが1燃焼するのに、非常に多くの空気が必要です。換気を十分にします。

3 空気中にプロパンガスが2.1~9%混じると爆発しやすい状態になります。

◎ホース、釜、浴室の構造
1 ホースは定期的に石けん水を

塗って、ガス漏れの有無を検査し古いホースは新品と替える。

2 屋内に釜を設置する場合は、空気給供口を下に、排気筒は屋外まで出す。(バランス釜、屋外に釜を設ける場合は除きます)

3 時々、空焚防止装置の作動を確認する。

◎ガスが漏れた場合

1 電気器具のスイッチは、入れたり、切ったりすると、漏れたガスにスパークし危険です、スイッチ操作はしない。

2 掃き出し口、出入口の戸の両方をあけ、ホウキで漏れたガスを掃き出す。

3 ガス会社、消防署に連絡し処置をしてもらう。

管内火災・救急件数

(1月から7月まで)

| 町名 | 種類 | 件数 |
|----|----|-----|
| 遠賀 | 火災 | 9 |
| 水巻 | 火災 | 4 |
| 垣田 | 火災 | 9 |
| 芦屋 | 火災 | 4 |
| 合計 | 火災 | 26 |
| 救急 | 火災 | 189 |
| | 火災 | 358 |
| | 火災 | 225 |
| | 火災 | 224 |
| | 火災 | 996 |

(郡消防署)

秋の健康管理

食欲の秋、運動の秋、といわれるように秋は一年を通じて、最も健康的な季節です。昼間はまだまだ暖かいのですが、夜になると、冷えて気温の変化がはげしいので、かぜをひかないように乾布マサツによる皮膚の鍛錬をして、体質改善をおきましょう。

乾布マサツは、裸になって乾いたタオルを使って行ないます。



タオルの中ほどを結ぶか又は、こぶができるまで、しっかりとねじり、もどらないようにして、皮膚に当ててこすりませます。

この時、皮膚が赤くなるまでしっかりとこすり、手、首、背中、腰胸、腹から足へと順々に行ないます。

乾布マサツが終る頃には、からだがポカポカになり涼しい朝の空気がひんやりして気持ちのよいものです。

このうえラジオ体操でもやれば朝食もおいしくなるでしょう。

同和教育の

めざすもの (三)

前月号で、「学校における同和教育」は、

●教育活動を通じて、真実を大切にし、正しくないことは絶対に許さないきびしさを身につけること

●差別のない社会をつくるために、みんな力を合わせ、仕合わせな未来を、自分の手で力をつくり出し、きりひらいていく力を育てていくこと

●社会教育における同和教育
最近の交通戦争や公害などが、社会問題として大きくとりあげられてくるにつれて、人命の尊重、人間の尊厳などの自覚が非常に高まってきました。しかし、一方で古くは古くきたりや不合理な因習が今もなお、根強く残っています。それが、人間の自由・平等を無視し、人権を侵すような事象につながっているのです。

また、今日の社会では、新聞、マスコミなどによってたえず、幼

いときから、支配者の論理を教えられていきます。だから、「すぐにあきらめる」とか、「自分は何をしてもだめなんだ。」

というような意識が生まれてくるといいます。

差別をなくそう

そのためには、悲愴で、無権利な生活現実におとしめられていく住民のねがいを正しくほりおこし、組織し、たちあがろうとする連帯的な自覚を身につけ、社会に残る矛盾や不合理を改善していくとする主体的な力を育てることが「社会教育における同和教育」の基本的な任務と言えるでしょう

「社会同和教育」は、家庭や社会の具体的な日常生活の中に残っている不合理や非民主性に目をつけ、そこから問題をとりあげ、これを改善していくとする学習活動の中に、はつきりと位置づけて進められるべきものであります。

ただ単に、同和教育だけがポツンと存在しているのではありません。例えば、婦人の地位の向上とか、恵まれない環境や条件の中で生活している人々に対する偏見の撤廃などという問題は、人間としての自由や平等と無関係には考えられません。と同時に、社会において、市町村民としての権利や自由を

著しく侵害されている同和地区の人びとの問題ともかわりがあるのです。社会教育のそれぞれの断面に、同和教育につながる幾多の生活現実が含まれていることに目を向け差別の問題や、それをめぐるなやみや苦しみは、決して部落問題だけに限られたものでなく、われわれ全体のなやみや苦しみ、あるいは幸せへのねがいと根を同じくするものであることを理解していただきたいと思います。

(完)

燃える秋！
紅葉の大山（鳥取県）へ



遠賀山友会では紅葉の素晴らしい大山へバスハイクを計画し参加者を募集しています。

▽日時

昭和54年11月2日（8時30分集合）
11月4日（7時解散）

▽会費

大人 8800円
子供 7000円

▽申込み、問い合わせ先
今橋書店 電話(3)0038
夜 加藤祐吉 電話(3)3659

「目でみる県政教室」の参加者募集

県では、「目でみる県政教室」の参加者を次の要領で募集しています。この教室は、県の仕事や施設を紹介し、県政に対する理解と関心を深めてもらうというものです。

▽日時 昭和54年11月20日（火）9時から17時まで
▽見学施設
（Aコース） 栽培漁業センター・少年自然の家「玄海の家」
・教育センター
（Bコース） 教育センター・九州歴史資料館・給食センター

▽集合及び解散地
（Aコース） 国鉄小倉駅北口
（Bコース） 飯塚市役所前

▽集合時間（A）・（B）両コースとも9時

▽募集人員（A）・（B）両コースとも50人

▽応募資格 県内に住む20才以上の健康な男女

▽参加料 無料

▽その他 昼食及びバスは県で用意します。

▽申し込み方法 昭和54年11月5日までに往復ハガキで①住所②氏名③年令④性別⑤職業⑥電話番号⑦希望コースを明記のうえ

〒810 福岡市中央区天神1-1-1 福岡県総務部広報室



チョット一コマ 9月23日 遠中にて



住宅金融公庫の融資のお知らせ

住宅金融公庫では、個人向け住宅資金の受付けを、次のとおり行います。

▽受付期間

昭和54年10月1日～昭和54年10月27日

▽融資種別

- 1 個人住宅建設資金
- 2 マンション購入資金（福岡市、北九州市に建設されたもののみ）
- 3 建売住宅購入資金

▽融資限度額

- 1 個人住宅最高440万円（木造）
- 2 マンション最高670万円
- 3 建売住宅最高700万円（土地付）

▽利率

年利率 5・5%

▽返済期間

木造25年以内 耐火構造35年以内

▽返済方法

元利均等毎月払い、または毎月払いと、ボーナス払いの併用、

なお当初3年間、返済額を軽減することが出来ます。

なお、詳細は、公庫業務取扱金融機関または、住宅金融公庫福岡支所 電話093(712)5555までお問い合わせ下さい。

巡回交通事故相談

開設についてのお知らせ

昭和54年度後期（10月～3月）の巡回交通事故相談が次のとおり実施されますので、利用されるようお知らせします。



また、次のとおり常設の相談所も開設していますので、併せてお知らせします。

福岡県交通事故相談所（福岡県庁南別館一階） 電話092(771)4639

移動県政及び

交通事故相談のお知らせ

県では、福祉、年金、道路、保健などの県政一般に対する意見、要望、苦情や交通事故などの相談に応じます。お気軽にご利用下さい。

▽期日 10月16日（火）

▽時間 13時～16時

▽場所 中間市勤労青少年ホーム
なお、詳細は、県総務部広報室 電話092(771)60500に
お問い合わせ下さい。

宗像大社菊花会のお知らせ

昭和54年11月1日～11月24日まで宗像大社で、恒例の菊花会が行われます。美しい菊を觀賞し、花を愛するゆとりのある人心を育成し、豊かな家庭を築きましょう。



なお、後援は福岡県、遠賀町からも遠賀町長賞を交付します。

「お魚まつり」開催のお知らせ

お知らせ



魚食普及のため「お魚まつり」が開催され

刺身、寿司の試食会、調理の競技会、揚物実演販売等が催されますので、町民のみならず多数の觀覧を願います。

▽日時 昭和54年10月28日
10時30分より 15時30分まで

▽場所 遠賀郡水巻町立屋敷 遠賀魚市場

資格取得

昭和54年度福岡県

行政書士試験のお知らせ

▽試験日

昭和54年11月11日（日）

▽試験種類

甲種、乙種（4、5、6類）及び丙種

▽受付期間及び受付場所

昭和54年10月18日～19日 北九州市消防局 10時～16時
昭和54年10月15日～17日 県消防防災課 10時～16時

昭和54年度

危険物取扱者に対する
保安講習のお知らせ

▽講習期日及び場所

昭和54年11月5日、6日、7日
新日鉄八幡労働会館

▽受付期間及び受付場所

昭和54年10月25日～26日 北九州市消防局 10時～16時

▽受験資格

高校卒業の者。知事が認定した者。公務員で行政事務の担当期間が3年以上の者。行政書士の補助者として4年以上の者。

▽試験方法

行政書士の業務に関し必要な法



就職案内

八幡総合高等職業訓練生募集

就職状況のきびしい折柄、特定の技能を身につけることは、本人はもとより地域産業の発展に寄与するものと思えますので、職業訓練法に基づき、次のように中卒及び高校卒以上の方を対象とした公共職業訓練を実施しています。



▽訓練の種類

- (普通訓練課程・一類) ○機
- 械専攻 ○機械仕上専攻 ○板
- 金 ○溶接 ○電気工事
- (普通訓練課程・二類) ○機
- 械数値制御 ○電気工事

▽訓練期間

- (一類) 2ケ年
- (二類) 1ケ年

▽応募資格

- (一類) 中卒以上の学力の者
- (二類) 高卒以上の学力の者

▽募集期間

- (一類) 昭和54年12月1日～
- (二類) 昭和55年1月19日

▽選考方法

- (一類) 昭和55年1月31日
- (二類) 随時

▽選考方法

(一類) 筆記試験及び面接
(二類) 面接のみ
なお、詳細は、〒8006 北九州市八幡西区穴生3丁目5の1 電話093(641)4906・6909までお問い合わせ下さい。

自衛官(2等陸海空士)募集
▽受験資格
18才～24才までの健康な男女
▽申込期間
男性は毎日受付、女性は昭和54年10月1日～10月20日
▽試験日
男性は毎週火曜日・金曜日、女性は10月25日
なお、詳細は、役場庶務課までお問い合わせ下さい。

進学

防衛大学校学生募集

▽受験資格
高校卒または、来春卒業見込みで21才未満の健康な男

▽申込期間
昭和54年10月1日～10月27日

▽試験日
昭和54年11月3日・4日

▽試験場所
北九州予備校小倉校

なお、詳細は、役場庶務課までお問い合わせ下さい。

会員募集

「遠賀クラブ」

バレーボール部員募集

- ▽男子 町内在任の中学卒業以上の方
 - ▽女子 町内在任の中学卒業以上～29才までの方
 - ▽主婦 町内在任の満25才以上の既婚者
- ▽練習日時と会場
男子 水曜 島門小学校体育館
女子 月曜 島門小学校体育館
木曜 遠賀中学校体育館
火曜 遠賀小学校体育館
土曜 広渡小学校体育館
いずれも19時～21時30分
- ▽会費 高校生 300円
大学、社会人 500円
- 主婦 500円
- ▽問い合わせ先 (男子及び女子)
秦 和徳 昼(3)1234
夜(3)1525
(主婦)
金尾香枝子 (3)3683
辻 桂子 (3)1414

バドミントンクラブ 入会希望者募集

・スポーツの秋到来、

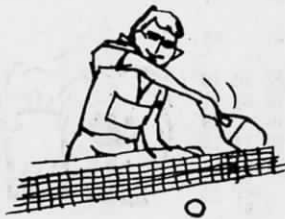
誰でも一度は庭先でラケットを握った事の有るバドミントンで汗を流してみませんか?

初心者の方も大歓迎、初秋の夕方散歩がてら一度練習を見に来て下さい。

毎週、火・金曜それぞれ島門小広渡小、各体育館で、19時より21時まで練習しています。

◎問い合わせ
広渡遠賀団地四組
中西 隆 (3) 3771
※19時以降

卓球クラブ会員募集



講習会を開催します。
初心者大歓迎。男女、年齢は問いません。みんなで楽しくダンスを踊りましょう。
今年の冬は、あなたが主役です。

▽練習日 10月、11月の毎週火曜 金曜日
▽時間 19時～21時30分
▽場所 遠賀町公民館別館ホール(郵便局横)
▽会費 200円(一ヵ月)
▽問い合わせ 添田定雄 (3) 2937

空手教室生徒募集

▽対象 小学生以上、一般まで
▽練習日 毎週火曜日、木曜日
▽時間 19時～21時
▽場所 遠賀町武道場(役場横)
▽指導者 養秀会総本部道場 小田、中井各四段、半田 二段

◎希望者は、武道場に来られるか、教育委員会半田(3)1355に問い合わせ下さい。

※来る11月11日(日)遠賀町武道場において10時より空手道大会を行いますので一般の方々も是非で観覧下さい。

▽練習日 毎週水曜日、土曜日
▽時間 19時30分～21時30分
▽会場 広渡小学校体育館
▽入会金 300円
▽会費 一ヵ月 500円
▽申込先 直接会場に来られるか 遠賀川萩尾修身(3)0116 まで連絡下さい。

社交ダンスの講習会を
開催します

冬は社交ダンスのシーズンです。遠賀町レクリエーション研究会では、次の日程で社交ダンスの

今月の税金

町県民税 3期分

納期限 10月25日まで

期限内に完納しましょう

保健衛生係から

乳児相談



▽期日 10月は乳児一斉検診を

▽時間 9時30分～11時30分

▽対象者 1歳未満児

▽場所 役場保健室

▽持参品 母子手帳

▽内容 体重、身長等の測定、食事等の相談指導



▽期日 毎月第2・第4金曜日

▽時間 10時

▽場所 役場保健室

▽持参品 印鑑

▽その他 母子手帳の使用法、妊娠中の生活指導をします。必ず本人が受け

取りに来て下さい。

。妊娠届は早目に保健所に出して下さい(毎週水曜日13時から受付)

老人検診

▽期日 10月29日(月)

▽時間 10時～14時(12時から13時まで昼休み)

▽場所 中央公民館(役場横)

▽対象者 満65歳以上の全員

▽診査内容 問診、血圧、検尿、血色素検査

秋の予防接種

△予防接種の申込方法▽



各予防接種の1週間前から前日まで印鑑持参のうえ、衛生係に申込みをして、問診票を受領して下さい。問診票を受領されない

予防接種は受けられません。

三種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)

ポリオ生ワク(急性灰白髄炎)

右の二つの予防接種については広報の9月号をご覧ください。

インフルエンザ予防接種

▽期間 10月25日～11月30日

▽時間 各医院・病院の診療時間内

▽場所 町内各医院・病院(青柳病院・占部医院・村田医院)

▽対象者 3歳以上の希望者全員

▽料金 3～15歳未満 無料 15歳以上 1回につき620円

▽接種方法

1週間から4週間の間隔をおいて2回接種。免疫効果をたかめるためには、4週間の間隔をおいて注射する事が望ましい。

▽持参品 印鑑・朝の体温・料金以上がないと受けられないことがあります。

▽その他 15歳未満、生保及び町県民税が均等割額以下の世帯の方で接種希望者は、役場に印鑑を持参して下さい。無料券を発行します。

▽申込み (追加胃ガン検診受付)

▽場所 役場保健衛生係

▽申込み期限 11月15日から

手遅れで泣くより笑顔でガン検診

す

役場保健衛生係では毒ヘビ事故防止のため、まむし用の血清を保管しています。もしかまれたら御利用下さい。

定員になりしだい締切

▽定員 70名

▽費用 2700円(内1700円を町が補助します)

▽申込みは印鑑と10000円を添えて直接窓口まで

▽検査 9時から

▽期日 12月14日(金)

▽時間 受付 8時40分～11時

▽場所 遠賀町中央公民館(役場横)

狂犬病予防注射(追加)



▽日時 10月29日(月) 10時～11時30分

▽場所 役場車庫前

▽料金 春注射済犬 10000円 その他の犬 30000円

▽不用犬引き取り 10月29日 10時～11時30分 役場車庫前

毒ヘビ(まむし)の血清がありません

役場保健衛生係では毒ヘビ事故防止のため、まむし用の血清を保管しています。もしかまれたら御利用下さい。

▽かまれたら ①キズ口より心臓に近い関節付近で血の流れを止める(ひも等できつくしぼる) ②キズ口より血といっしょに毒をしばり出す。 ③救急車の手配をする。 ④役場で血清を受け取る。 ⑤病院で手当を受ける。



⑥ゴミ収集・し尿くみ取りについて

○ゴミ収集、し尿くみ取り申込みは早目にして下さい。

○料金の未納がないようにして下さい。

○ゴミは町指定のゴミ袋に入れて下さい。(ポリバケツで出された場合バケツの破損等の責任は負いません。)

◎し尿浄化槽巡回指導について

し尿浄化槽(500人槽以下)の設置者に対し、維持管理の知識向上と適正な管理の徹底を図り、水質基準に適合する放流水の排出に努め、もって生活環境に寄与することを目的として、県の委託を受けた(財)福岡県浄化槽協会が巡回指導に伺います。又、昭和55年1月からその維持管理について一年以内ごとに一回定期的な検査をするように法により義務づけられましたのでお知らせいたします。

記

▽巡回指導期間 54年11月末まで